

環境基本計画(第4次)改訂骨子(案)

章立て ※下線等は見直し点 網掛け部分は追加項目		現行計画	見直しのポイント
はじめに 第1章	<u>第1節 計画改定の趣旨</u>	<p>○ 平成23年3月11日に発生した東日本大震災(東北地方太平洋沖地震とそれに伴って発生した大津波及び東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害)は、本県に甚大な被害をもたらし、とりわけ、東京電力福島第一原子力発電所の事故は、大量の放射性物質の放出による県土の環境汚染というこれまで経験したことのない深刻かつ多大な影響をもたらしています。</p> <p>○ このような状況を踏まえ、新たな課題である東日本大震災からの再生・復興に向けた取組を着実に進めるとともに、現行施策についても更なる推進を図り、美しい自然環境に包まれた持続可能な社会を構築できるよう、計画の見直しを行いました。</p>	<p>○ 計画改訂の趣旨を記載</p> <p>・ 震災後5年が経過し、復興の進捗状況の変化に伴い見直す</p>
	第2節 計画の性格	<p>○ 「福島県環境基本条例」(平成8年3月)第10条の規定に基づき、本県の環境の保全・回復(※「福島県環境基本条例」においては、“保全”は“回復”の意味合いも含めて規定していますが、本計画においては、分かりやすくするため、“保全”と“回復”を使い分けて記載します。)に関する施策について総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を定める計画であり、放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の防止のための措置について適用対象とした「環境基本法」の改正内容(平成24年6月改正)も反映しています。</p> <p>○ 県政運営の基本指針として策定された「福島県総合計画」(ふくしま新生プラン)の基本目標である「夢・希望・笑顔に満ちた“新生ふくしま”」を、環境の面から実現することを目指した計画です。また、本計画の推進に当たっては、東日本大震災からの復興に向けた対応を総合的に示す「福島県復興計画」と連携して取組を進めます。</p> <p>○ 地球温暖化や廃棄物、水環境などに関する環境分野の個別計画の策定を始め、県の各種計画の策定や施策の実施に際し、本県の環境保全・回復に関する基本的な方向を示すものとして位置付けられる計画です。</p> <p>○ 県の施策はもとより、県民、事業者、市町村などに期待される取組も含めて、各主体の参加と連携・協働を図りながら、環境の保全・回復を一体となって進めるための計画です。</p>	
	第3節 計画の期間	<p>○ 「福島県総合計画」と将来展望を共有しながら、平成25年度(2013年度)を初年度とし、平成32年度(2020年度)を目標年度とする8か年計画とします。</p>	

章立て ※下線等は見直し点 網掛け部分は追加項目		現行計画	見直しのポイント
基本目標と基本姿勢 第2章	第1節 計画の基本目標と将来像	1 基本目標 「福島を想う全ての人々の力でつくろう ～安心して暮らせて、自然と共生する“新生ふくしま”～」	
		2 計画目標年次の将来像 ○ 総力を結集した除染の推進により、美しく豊かな県土の回復が進んでいます。 ○ 低炭素社会への転換、循環型社会の形成が図られ、持続可能な社会の実現に向けて県民、事業者、市町村など全ての主体が行動しています。 ○ 豊かで多様な自然と共生する社会が形成され、良好な生活環境が確保されています。 ○ 参加と連携・協働に基づく環境ネットワーク社会が構築され、環境配慮等に基づいた取組により、環境と調和のとれたゆとりある生活空間が形成されています。	
	第2節 施策展開に当たっての基本姿勢	○ 施策展開に当たっては、新たな柱立てとして除染や災害廃棄物処理などの「環境回復の推進」に最優先で取り組むとともに、これまで取り組んできた循環型社会・自然共生社会の形成などの「美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現」についても更なる推進を図ります。 ○ これら、「環境回復の推進」及び「美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現」の二本の柱の相互連携による施策の相乗効果を図り、環境回復にとどまることなく、県民が将来にわたり安心して暮らせる美しく豊かな環境の創造に向け、県、国、市町村など行政や事業者、県民など全ての主体の総力を結集し取り組んでいきます。	
		1 環境回復の推進 ○ 喫緊の課題である東日本大震災からの再生・復興に向け、環境回復の推進に最優先で取り組みます。	
		2 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の推進 ○ 「環境保全優先」、「環境影響の未然防止」、「環境と経済、環境と社会の好循環」を三つの基本原則として、引き続き低炭素社会への転換、循環型社会の形成、自然共生社会の形成などの施策を進め、豊かな自然環境に恵まれた美しい姿を未来に継承していきます。	
	<u>第3節 基本姿勢の連携を具現化するための拠点(福島県環境創造センターの整備)</u>	○ 本県の新たな課題を抱える環境施策の展開に当たっては、「環境回復の推進」及び「美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現」の二本の柱の連携、更には施策の融合を図りながら相乗効果を生み出し、推進していくことが重要です。このため、このことを具現化する拠点として、福島県環境創造センター(仮称)を整備します。 ○ 福島県環境創造センター(仮称)は、国内外の英知を結集して、放射性物質により汚染された環境の早急な回復に取り組むとともに、県民が将来にわたり安心して暮らせる美しく豊かな環境の創造にも取り組んでいきます。	○環境創造センターが全面開所したことに伴う記述に改める。 ・平成28年7月に全面開所したこと ・各施設の機能に関すること

章立て ※下線等は見直し点 網掛け部分は追加項目		現行計画	見直しのポイント
本 県 の 特 性 第 3 章	第1節 県土の特性	<p>○ 本県は、東北地方の最南部に位置し、1万3千783km²という全国第3位の広大な県土面積を有しています。</p> <p>○ 県土の約70%を森林が占めているとともに、阿武隈川、阿賀川を始めとする総延長4千864kmに及ぶ河川、猪苗代湖などの大小の湖沼群、南北160kmに及ぶ海岸線、標高2千m級の山岳、各地に点在する温泉地等を有し、磐梯朝日国立公園、尾瀬国立公園に代表される豊かな自然と美しい景観に恵まれています。</p> <p>○ 県土は南北に縦断する阿武隈高地、奥羽山脈によって、浜通り、中通り、会津の3地方に分けられ、それぞれ気候、風土等を異にした地域特性を有しています。また、特定の都市に人口や機能が集中することなく、県内各地に都市が分散した特色ある多極分散型の県土構造を有しています。</p> <p>○ 本県は、東京圏から概ね2百km圏に位置し、北海道・東北地方と関東地方の結節点となっており、高速交通ネットワークとして新幹線や福島空港が整備されるとともに、高速道路の整備などにより日本海側とも結ばれています。</p> <p>○ 東日本大震災により、多くの自然や地域資源が被害を受けており、今後の再生が課題となっています。</p>	○平成28年4月1日現在に時点修正
	第2節 社会的特性	<p>(1) 人口</p> <p>○ 本県の人口は、平成10(1998)年1月の213万8千人から減少傾向となり、平成24(2012)年4月現在、197万9千人となっています。</p> <p>○ 東日本大震災の発生後、県内での人口の流動が大きくなっているとともに、避難を目的とする若い世代を中心とした県外への人口流出が続いており、活力の低下が懸念されています。</p> <p>○ そのほか、人口減少の原因として、進学や就職による首都圏への人口流出、未婚化、晩婚化の進行、出生数の減少、死亡数の増加などが挙げられます。</p> <p>○ 県外避難者の帰還や人口流出の抑制に向けて、原子力災害の収束、県民が安心して生活できる環境の回復が急務となっています。</p> <p>(2) 土地利用</p> <p>○ 平成22年における県土面積1万3千783km²の構成は、農用地が11.0%、森林が70.4%、道路が3.8%、宅地が3.5%などとなっています。</p> <p>○ 平成13年から平成22年までの10年間の推移を見ると、農用地は減少が続いており、一方で宅地や道路の増加傾向が続いています。また、森林はほぼ横ばいで推移しています。</p> <p>○ 東日本大震災は、県土に甚大な被害をもたらしました。東北地方太平洋沖地震とそれに伴って発生した大津波は自然環境に大きな影響を与え、また、東京電力福島第一原子力発電所の事故は放射性物質により生活圏、農用地、森林などを汚染し、県民の生活や生産活動・経済活動のための土地利用に影響を与えています。避難地域などでは多くの県民が県内外への長期的避難を余儀なくされ、また、立入制限などもあり、当面震災以前と同様の管理、利用ができない土地が発生しています。</p> <p>(3) 産業・経済</p> <p>○ 平成22年度の県内総生産は、名目で7兆2千15億円、実質で8兆6千876億円となっており、経済成長率は、名目で△0.4%で4年連続のマイナス、実質では1.2%と3年ぶりのプラスとなっています。</p> <p>○ 東日本大震災により、多くの産業が被害を受け、特に、農林水産業においては、広範囲にわたり生産基盤である農地、森林、漁場が放射性物質に汚染されました。これらのことから、既存産業の再生と、新たな活力の源となる産業の振興が課題となっています。</p>	○平成28年4月1日現在に時点修正

章立て ※下線等は見直し点 網掛け部分は追加項目	現行計画	見直しのポイント
第4章 施策の体系と展開	<p>本計画に掲げる目標を達成するため、施策展開に当たっての基本姿勢を踏まえ、次頁に示す施策体系により環境保全・回復施策を展開します。</p> <p>施策体系は、新たな課題である除染や災害廃棄物処理などの東日本大震災からの再生・復興に向けた「環境回復の推進」と、これまで取り組んできた循環型社会・自然共生社会の形成などの「美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現」の二本の柱から成っており、これらを相互に連携させ相乗効果も図りながら施策を展開します。</p> <p>また、二本の柱の連携を具現化する拠点として、福島県環境創造センター（仮称）を整備し、放射性物質により汚染された環境の早急な回復と、県民が将来にわたり安心して暮らせる美しく豊かな環境の創造にも取り組んでいきます。</p> <p>これら施策の展開により、県政運営の基本指針となる「福島県総合計画」の基本目標を環境の面から実現することを目指します。</p> <p>なお、施策の実施に当たっては、本計画の個別計画に体系付けられる「福島県地球温暖化対策推進計画」、「福島県循環型社会形成推進計画」等や、その他県総合計画に関連する「福島県地域防災計画」等と緊密な連携、役割分担を図りながら、より具体的な取組を進めていくこととし、県はもとより、国及び市町村の行政や事業者、県民など全ての主体の総力を結集し取り組んでいきます。</p>	
第2節 施策の展開 I 環境回復の推進 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 1 放射性物質による環境汚染からの回復 </div>	<p>【現状と課題】</p> <p>東日本大震災は本県に甚大な被害をもたらし、とりわけ、東京電力福島第一原子力発電所の事故は、大量の放射性物質の放出により広範囲にわたり環境を汚染し、多数の県民が避難を余儀なくされるなど、深刻かつ多大な影響をもたらしました。そのため、除染による、放射線が生活環境に及ぼす影響の早急な低減や、大量に発生した、汚染廃棄物及び災害廃棄物の処理が本県復旧・復興の大前提となっています。</p> <p>(1) 放射線量の把握及び情報提供が必要</p> <p>事故由来放射性物質による環境汚染対策の検討や、正確な情報発信による県民の安全・安心の確保等のため、きめ細かな放射線量の把握、放射線に関する分かりやすい情報提供などが求められています。</p> <p>(2) 除染の速やかな実施が必要</p> <p>県民の一刻も早い帰還や、県民が安心して健やかで快適な暮らしを享受し、将来世代にも引き継いでいくために、放射性物質に汚染された県土の除染を速やかに実施することが求められています。</p> <p>また、早急に方針を定める必要がある生活圏以外の森林や河川については、その除染方法の確立が求められています。</p> <p>(3) 廃棄物の適正かつ速やかな処理が必要</p> <p>汚染廃棄物や災害廃棄物の処理について、処理施設等周辺住民の放射性物質に対する懸念から、処理施設における処分が進まず、焼却灰や下水汚泥などの廃棄物が大量に一時保管されており、速やかな対応が求められています。</p> <p>また、指定廃棄物等の保管・処分を行う施設の確保が大きな課題となっています。</p>	<p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画に基づく除染の確実な実施に加え、更なる放射性物質に汚染された環境の回復への取組が必要。 ・除去土壌等の中間貯蔵施設への早期搬入が必要。

章立て	※下線等は見直し点 網掛け部分は追加項目	現行計画	見直しのポイント
	(1) <u>環境放射能モニタリングの実施</u>	<p>【施策の展開方向】</p> <p>○きめ細かな監視・測定 県、国、市町村等関係機関の連携の下、身近な生活環境(大気、河川、地下水、海 域、土壌、野生鳥獣など)の放射性物質による汚染状況について、きめ細かな監視及び 測定を継続的に実施し、その結果を迅速かつ分かりやすく公表します。</p>	<p>○下記を反映させる。 ・環境創造センターの開所に伴うモニタリングの強化</p>
	(2) <u>除染の推進</u>	<p>【施策の展開方向】</p> <p>○総力を結集した除染の推進 除染は、県、国、市町村等関係機関の連携の下、総力を結集し一体となつてできる だけ速やかに行うこととし、取組に当たっては、子どもの生活環境から優先的に実施して いきます。 また、効果的かつ速やかな除染の実施のため、新たな除染技術の開発などを進めると ともに、住民理解を促進することにより仮置場を確保するなど、除去土壌の適正な処理 を進めていきます。 ① 除染特別地域 では、国が主体となつて、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以 下になることを目指し、住宅・道路・学校施設・公園・農地・森林などの除染を行います。 ② 除染特別地域以外の地域では、市町村が策定する除染実施計画に基づく取組な ど、追加被ばく線量が速やかに年間1ミリシーベルト以下になることを目指し、市町村を 始め、県及び国が除染を行います。</p>	<p>○下記を反映させる。 ・国による除染が進められている除染特別地域では、11市町村中6市 町村で面的除染が終了。 ・除染状況重点調査地域39市町村のうち36市町村で除染を実施中 であり、平成28年3月末時点で、うち12市町村が計画に基づく除染の進 捗率が100%となっている。 ・帰還困難区域の除染の実施方針の明確化や、追加的除染への対 応、道路側溝堆積物・河川堆積土砂等の放射性物質汚染対処特措 法に基づく除染以外で生ずる土壌等の処理に関する仕組みの構築、 森林における放射性物質対策が必要。 ・市町村と連携しながら仮置場の確保と適正管理に努める。 ・除去土壌等が仮置場等に大量に保管されており、その保管期間も 長期化していることから、国が整備する中間貯蔵施設への早期搬出 が求められている。 ・更なる地権者説明の促進を図るため、国へ職員を派遣するとともに、 輸送ルート等に関する調整など、国、市町村等関係機関と連携して取 組んでいく。 ・国、県、大熊町・双葉町と結んだ安全協定に基づき、施設や輸送時 における現地確認等を行い、中間貯蔵施設事業における安全・安心 を確保していく。</p>
	(3) <u>汚染廃棄物及び災害廃棄物の適正な処理の推進</u>	<p>【施策の展開方向】</p> <p>○汚染廃棄物の適正処理 汚染廃棄物を適正処理するため、県、国、市町村、事業者等がそれぞれの役割を担い、 連携しながら適正かつ効率的な処理を行っていきます。 ① 県は、市町村・関係機関等と連携し、汚染廃棄物の処理に係る住民理解の促進を図 るほか、指定廃棄物 について、国が処理するまでの間、排出事業者等が適正に保管を行 うよう指導・助言するとともに、これより汚染レベルが低い廃棄物は、既存施設において円 滑に処理が進むよう取り組んでいきます。 ② 国による指定廃棄物及び汚染廃棄物対策地域 内の廃棄物の速やかな処理を促進し ます。 ○災害廃棄物の適正処理 災害廃棄物を速やかに適正処理するため、県、国、市町村等がそれぞれの役割を担 い、連携しながら適正かつ効率的な処理を行っていきます。 ①県は、市町村等が可能な限り再生利用を図りながら計画的に災害廃棄物の処理を進 めることができるよう取り組んでいきます。 また、適正な一時保管・処理方法の周知のため、専門家派遣や処理施設への立入調査 を行うほか、既存処理施設の活用に向けた住民理解の促進に努め、必要に応じ仮設処理 施設設置に向けた用地確保や産業廃棄物 処理施設の確保に係る調整など、市町村等の それぞれの課題に応じ、きめ細かく対応します。 ② 国は、汚染廃棄物対策地域 における直轄処理事業、市町村からの要請などに基づ く特定被災地方公共団体 の代行処理事業により災害廃棄物 の処理を推進します。</p>	<p>○下記を反映させる。 ・焼却灰や下水汚泥などの汚染廃棄物は、処理が円滑に進む よう、住民の不安払拭に取り組む。 ・国が実施する既存管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋 立処分事業について、施設や輸送時における現地確認等によ り安全・安心の確保に努める。</p>

章立て	※下線等は見直し点 網掛け部分は追加項目	現行計画	見直しのポイント
	<u>2 原子力発電所及 び周辺地域の安全確 保</u>	<p>【現状と課題】 国は平成23年12月に東京電力福島第一原子力発電所事故の収束を宣言しましたが、その後トラブルが度々発生するなど、県民の不安は依然として解消されていません。 県では、県内に立地する全ての原子力発電所の廃炉を求めています。国からはまだ、全基廃炉の方針は出されていません。現在、廃炉が決定された東京電力福島第一原子力発電所1～4号機においては、「廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」に基づきプラントの安定維持と燃料取出し等の廃炉に向けた準備が進められていますが、原子炉内で溶融した燃料の状態が正確に把握できない状況や、放射性物質の放出が続いています。</p> <p>○県内原子力発電所の全基廃炉の実現と安全確保が必要 廃炉が決定された東京電力福島第一原子力発電所1～4号機については、事故の完全収束と今後30～40年にわたる廃炉作業が安全かつ着実に実施されていくことが必要です。 また、東京電力福島第一原子力発電所5・6号機と福島第二原子力発電所について、県は廃炉を求めています。廃炉までの間、冷温停止が安定的に維持されるとともに、廃炉作業が安全かつ着実に実施されていくことが必要です。</p> <p>○原子力発電所周辺の環境放射線モニタリングが必要 原子力発電所の周辺において、放射性物質の追加的な放出や異常事象による放出を迅速に検知するためのモニタリングが必要です。</p> <p>○迅速かつ分かりやすい情報提供が必要 県民の不安を解消するためには、廃炉等に向けた取組の進捗状況や安全対策に関する全ての情報を迅速かつ分かりやすく提供していくことが必要です。</p> <p>【施策の展開方向】 ○県内原子力発電所の全基廃炉の要請と安全確保 県内に立地する全ての原子力発電所の廃炉を引き続き求めるとともに、国と東京電力の責任において、東京電力福島第一原子力発電所1～4号機の事故の完全収束と廃炉作業が安全かつ着実に進められるよう求めています。 また、国と東京電力から定期的に報告を求め、必要に応じて現地調査等を行うほか、関係市町村や専門家で構成する協議会等による県独自の監視体制を構築し、立地自治体の立場から国と東京電力の取組を厳しく監視していくとともに、「福島県地域防災計画（原子力災害対策編）」を強化するなど、県民の安全を確保していきます。</p> <p>○原子力発電所周辺の環境放射線モニタリングの実施 原子力発電所からの放射性物質の放出を、迅速に検知するため、モニタリングポストを増設するなど、モニタリング体制を充実していきます。</p> <p>○県民への迅速かつ分かりやすい情報提供の実施 国と東京電力の責任において、廃炉等に向けた取組の進捗状況や安全対策に関する全ての情報を、県民に迅速かつ分かりやすく提供できるよう求めています。 東京電力からの通報連絡事項、廃炉に向けた取組の現地調査の結果、モニタリング結果等について、ホームページ等を通じて県民への情報提供を進めていきます。</p>	<p>【現状と課題】 ・県内に立地する全ての原子力発電所の廃炉について、全基廃炉の方針が依然として示されていない。</p> <p>○下記を反映させる。 ・平成24年12月に設置した「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会」による立入調査等により立地自治体の立場から国と東京電力の取組を厳しく監視していく。 ・地域防災計画(原子力災害対策編)の見直しや原子力防災訓練の実施などにより、原子力防災体制の強化を図っていく。</p>

章立て ※下線等は見直し点 網掛け部分は追加項目	現行計画	見直しのポイント
<p>II 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現</p> <p><u>1 低炭素社会への転換</u></p> <p><u>(1) 温室効果ガス排出抑制の取組の推進</u></p>	<p>【現状と課題】 地球の気温はここ100年で0.74℃上昇し、その原因は、人間活動によって発生する二酸化炭素などの温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性が非常に高いとされています。国と福島県では、温室効果ガス排出量の抑制を図るため、数値目標を掲げて対策に取り組んできましたが、東日本大震災、特に東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、全国各地の原子力発電所が稼働を停止しており、火力発電所の稼働率が上がったため、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量が増加しており、また、災害廃棄物の処理などの震災復興事業により、当面の間、温室効果ガスの排出量が更に増加することが予想されます。 一方、福島県における再生可能エネルギー 導入量(原油換算)は平成14年度の174万8,141klから平成23年度には196万8,824klへと増加しています。</p> <p>(1) 温室効果ガス排出抑制の取組の推進が必要 温室効果ガスの増加による気温上昇は、生態系、食料、健康等に多大な影響を及ぼすことから、県民、事業者、市町村などあらゆる主体が地球温暖化防止に向け、温室効果ガスの排出抑制に取り組んでいく必要があります。</p> <p>(2) 再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用が必要 原油・石炭などの化石燃料の将来的な枯渇や本県が有する再生可能エネルギーの潜在能力などを踏まえ、再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用を進めていくことが大切です。</p> <p>(3) 再生可能エネルギー 関連産業の活性化が必要 原子力に頼らない持続的に発展可能な社会づくりを進めるため、再生可能エネルギー関連産業の活性化を図る必要があります。</p> <p>【施策の展開方向】 ○省資源・省エネルギーの取組の推進 地球温暖化防止に向け、県民、事業者、市町村などのあらゆる主体が温室効果ガスの発生を最小化する省資源・省エネルギーの取組を進めます。特に、温室効果ガス排出量の増加が著しい一般家庭やオフィス・店舗において、自主的な取組が積極的に展開されるよう普及啓発に努めます。</p> <p>○環境負荷の少ないまちづくりの推進 自動車排出ガスの抑制など、環境への負荷を低減するため、「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを進めるとともに、公共交通機関の利用や企業における環境にやさしい物流システムの構築を促進するほか、公共建築物等への県産材利用の拡大を図ります。</p> <p>○森林整備の推進 二酸化炭素吸収源としての働きを十分に発揮させるため、森林施業と放射性物質の除去・低減を一体的に進めながら、県民参加の森林づくりの促進や林業労働力の確保・育成等に取り組む、間伐等の森林整備を進めます。</p> <p>○温室効果ガス排出量の削減 これらの取組に加え、カーボン・オフセットの考え方について普及啓発を図るとともに、本県が大きな潜在能力を有する再生可能エネルギーを有効活用し、温室効果ガスの排出を抑制することが重要であることから、20～21頁「(2) 再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用」及び「(3) 再生可能エネルギー関連産業の活性化」の施策を一体的に進め、温室効果ガスの排出量を、平成2年度比で、平成32年度には85～90%、長期的には、再生可能エネルギーの飛躍的な推進や新たな省エネルギー技術の導入を始め、更なる取組の推進により、平成52年度に20%とすることを目指します。</p>	<p>【現状と課題】 ・平成27年にパリ協定が採択され、地球温暖化防止への取組が進んでいる。 ・国においてもエネルギー基本計画において福島の再生可能エネルギーの産業拠点化を目指す位置づけられている。</p> <p>○下記を反映させる。 ・国が定めた「2030年度までに温室効果ガス排出量を26%削減する」との中期目標に向けて、温暖化への取組を深化させていく必要がある。 ・県における環境影響予測の結果を基に、適応策を検討するとともに、温暖化対策推進計画の見直しを行い、今後さらに地球温暖化防止への取組を進めていく。</p>

章立て	※下線等は見直し点 網掛け部分は追加項目	現行計画	見直しのポイント
	<p data-bbox="398 403 622 531"><u>(2) 再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用</u></p>	<p data-bbox="645 248 824 272">【施策の展開方向】</p> <p data-bbox="645 276 1449 451">○再生可能エネルギーの普及拡大 再生可能エネルギーの普及啓発を進めるとともに、一般家庭、事業所、市町村への導入支援や県有施設への率先導入を進めます。 ○エネルギーの有効利用 工場・事業場等における温排水廃熱や、太陽光、太陽熱、風力、地熱、小水力、バイオマスなど再生可能エネルギーの有効利用、従来型エネルギーの高効率利用を進めます。</p>	<p data-bbox="1462 248 1659 272">○下記を反映させる。</p> <p data-bbox="1462 276 2051 427">・再生可能エネルギーの「先駆けの地」を目指すため、平成27年度に策定した再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン(第2期;平成28～30年度)を基に再生可能エネルギーの飛躍的な推進に取り組む。 ・福島新エネ社会構想における、再生可能エネルギーを用いた世界最大級の水素製造や新エネ関連事業の実施。</p>
	<p data-bbox="398 970 622 1066"><u>(3) 再生可能エネルギー関連産業の活性化</u></p>	<p data-bbox="645 687 824 711">【施策の展開方向】</p> <p data-bbox="645 715 1449 991">○再生可能エネルギー関連産業の集積・育成 再生可能エネルギー関連産業の企業立地や設備投資、さらには事業者間のマッチング、新規販路開拓などを支援し、再生可能エネルギー関連産業の集積・育成を図ります。 また、国の浮体式洋上風力発電実証研究事業を踏まえ、風力発電産業の研究・試験を行う拠点の整備と関連産業の集積を目指します。 ○再生可能エネルギー分野における技術の開発と普及促進 再生可能エネルギー分野の技術開発を支援するとともに、技術の普及促進を図ります。 また、新たに立地する独立行政法人産業技術総合研究所を中心に、産学民官が連携して、「ふくしま発」次世代太陽電池などの新技術の開発を目指します。</p>	<p data-bbox="1462 687 1659 711">○下記を反映させる。</p> <p data-bbox="1462 715 2051 866">・産業技術総合研究所・福島再生可能エネルギー研究所が平成26年4月に開所。 ・イノベーションコースト構想による再生可能エネルギー関連産業の推進への取組。 ・福島新エネ社会構想における、再生可能エネルギーを用いた世界最大級の水素製造や新エネ関連事業の実施。</p>

章立て ※下線等は見直し点 網掛け部分は追加項目	現行計画	見直しのポイント
<p>2 循環型社会の形成</p>	<p>【現状と課題】</p> <p>「もったいない50の実践」など、県民一人一人の環境に負荷をかけない取組を促進しており、一般家庭や事業所から排出される廃棄物は減少傾向にあります。東日本大震災により汚染廃棄物や災害廃棄物が発生しています。</p> <p>また、産業廃棄物の不法投棄量は指標設定時と比較して増加、さらに事業者等の環境負荷低減活動への取組を示すISO14001の認証取得状況は近年減少傾向にあります。</p> <p>(1) 環境に負荷をかけない意識への転換が必要 県民一人一人が環境に負荷をかけないライフスタイルへの意識の転換を更に推進する必要があります。</p> <p>(2) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の促進が必要 更なる廃棄物等の発生抑制とともに、再使用、再生利用の推進が求められています。</p> <p>(3) 廃棄物の適正な処理の推進が必要 汚染廃棄物や災害廃棄物も含め、廃棄物の適正な処理の推進が求められています。</p> <p>(4) 環境と調和した事業活動の推進が必要 環境と調和した事業活動の更なる推進が求められています。</p>	<p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネの取組を進めている中、家庭やオフィス等のエネルギー使用量が増加しており、更なる省エネの取組が必要。
<p>(1) 環境に負荷をかけないライフスタイルへの転換の促進</p>	<p>【施策の展開方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地球にやさしいライフスタイルの推進 県民、事業者等に広く環境意識の浸透を図るため、買い物時のマイバッグ持参など「地球にやさしいライフスタイル」の普及啓発を推進します。 ○県民運動と連携した環境保全活動の推進 県民、事業者、市町村などのあらゆる主体があらゆる局面において、環境保全活動に関する県民運動の推進母体である「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」と連携しながら、資源循環や省資源・省エネルギー等の取組を積極的に推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○下記を反映させる ・学校や事業所等で環境保全に関する意識啓発活動を行い、児童、従業員等を通して家庭や地域における省資源・省エネルギーの意識醸成を図る。
<p>(2) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の促進</p>	<p>【施策の展開方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○あらゆる分野での廃棄物等の発生抑制の推進 使い捨て製品の製造販売自粛や簡易包装の導入、ごみ処理の有料化、産業廃棄物排出抑制事業の支援等を推進します。 ○廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の促進 廃棄物等の発生抑制を主とし、分別収集の徹底によるマテリアルリサイクルの促進や、サーマルリサイクルを進めるための焼却施設への発電設備の導入、さらには廃棄物等からの燃料化、飼料化、肥料化を進め、3Rを推進します。 また、再生利用に関する情報の整備や事業者育成、各種リサイクル法の推進を図り、放射線量の検査をするなど原子力災害による影響にも適切に対応しながら、循環資源としての再使用、再生利用等を推進します。 	

章立て	※下線等は見直し点 網掛け部分は追加項目	現行計画	見直しのポイント
	(3) 廃棄物の適正な処理の推進	<p>【施策の展開方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県民への正しい知識の普及啓発 県民に対して、廃棄物の排出者責任や廃棄物処理の正しい知識の普及啓発に努めます。 ○業者への監視・指導の強化 排出事業者及び処理業者に対して、排出者責任・適正処理に関する意識の啓発を図るとともに、適正な廃棄物の処理と廃棄物処理施設の維持管理が行われるよう徹底した監視・指導に取り組みます。 ○不法投棄防止対策の強化 不適正な処理防止に関する意識の啓発や、排出事業者及び処理業者に対する監視・指導、不法投棄パトロールの強化等、不法投棄防止対策の強化を図ります。 ○不適正処理事案対策の早期処理 関係機関相互の連携強化により被害実態の把握とその拡大防止に努めるとともに、原因者責任に基づく早期の原状回復を図ります。 ○災害により発生した廃棄物の適正処理 これらの取組に加え、13～14頁「(3) 汚染廃棄物 及び災害廃棄物 の適正な処理の推進」の施策を一体的に進めるとともに、新たな災害が発生した際にも、市町村等と連携を図り、廃棄物の処理を適正に行っていきます。 	
	(4) 環境と調和した事業活動の展開	<p>【施策の展開方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境にやさしい事業活動の促進 省資源・省エネルギー、環境保全のための施設設備導入など事業者の環境に配慮した活動への支援、グリーン購入 の一層の推進等県自ら環境に配慮した物品の率先購入等に取り組みます。 ○環境負荷低減に資する取組の創出・育成 「うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度 」や「産業廃棄物抑制及び再利用技術開発支援事業 」の推進、廃棄物等の再資源化に向けた研究開発の推進・新技術の普及を図ります。 ○環境と共生する農林水産業の促進 本県農業の持続的発展と循環型社会の形成を推進するため、放射性物質による汚染状況など安全性を確認しながら、環境と共生する農業の促進、畜産農家と耕種農家の連携、木質バイオマス などの森林資源の活用促進、資源管理型農業やつくり育てる漁業の促進等に取り組みます。 ○中小企業への支援 中小企業の公害防止、リサイクルや省エネ等の環境保全活動を促進するための融資制度の充実に努めます。 ○環境保全のための施設整備支援 産業廃棄物 処理施設等の環境整備支援や、景観の保全と当該施設に対する地域理解の促進を図ります。 	

<p>章立て ※下線等は見直し点 網掛け部分は追加項目</p>	<p>現行計画</p>	<p>見直しのポイント</p>
<p><u>3 自然共生社会の形成</u></p>	<p>【現状と課題】 「ラムサール条約」登録湿地である尾瀬地区や大小300を超す湖沼群を有する裏磐梯地区を始め、本県が有する豊かな自然と多様な動植物の適正な保護管理に努めています。イノシシによる農業被害やツキノワグマによる人身被害を始め、野生鳥獣と人とのあつれきが増加しています。 また、東日本大震災の地震と津波により、特に沿岸域において、自然環境、生態系は大きな影響を受け、がれきや土砂の流入、海岸林の流出、砂浜の陥没や減少、海岸線の地形の変動などがあつたほか、希少な野生動植物(松川浦周辺のヒメイトトンボ、夏井川河口のコアジサシ等)の生息地が大きく改変しました。 さらに、猪苗代湖の水質は湖水の中性化に伴いCOD 値が上昇する傾向にあり、水質悪化が懸念されています。</p> <p>(1) 自然環境の保全と自然とのふれあいの促進が必要 本県が有する豊かな自然環境の保全、県民が自然とふれあう場の提供とともに、自然環境の保全施策に関する県民の理解や保全活動への積極的な参加を促進することが求められています。</p> <p>(2) 生物多様性の保全と生物多様性の恵みの持続可能な利用が必要 イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ及びカワウ等の野生鳥獣と人とのあつれき増加への対策や外来種への対応等を適切に行いながら、希少な野生動植物の保護を始め生物多様性の保全を図るとともに、生物多様性の豊かな恵みの持続可能な利用が求められています。</p> <p>(3) 地震・津波により影響を受けた自然環境及び生物多様性の回復に向けた適切な保全が必要 東日本大震災の地震・津波により、特に沿岸域の自然環境の様相が大きく改変したため、その状況を把握した上で、影響を受けた自然環境が回復していくよう適切に保全するとともに、被災した県立自然公園の利活用を促進することが大切です。 また、同じく生態系も大きな影響を受けたことから、その状況を把握した上で、豊かな生物多様性が回復していくよう適切に保全することが必要です。</p> <p>(4) 尾瀬地区及び裏磐梯地区の一層の自然環境保全が必要 ニホンジカの食害への対策を始め、尾瀬地区や裏磐梯地区の自然環境保全対策の一層の推進が求められています。</p> <p>(5) 猪苗代湖等の水環境保全が必要 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境保全対策を一層推進していく必要があります。</p>	<p>【現状と課題】 ・東日本大震災の影響を受け、イノシシなど特定の鳥獣においては、急速な生息数の増加や生息地の拡大が起きており、それによる被害が深刻化している。</p>

章立て ※下線等は見直し点 網掛け部分は追加項目	現行計画	見直しのポイント
<p>(1) 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進</p>	<p>【施策の展開方向】</p> <p>○自然公園等での自然環境の保全推進 自然公園、自然環境保全地域及び緑地環境保全地域における各種規制や指導、状況調査、保護及び適正利用のための公園施設の整備や保全修復事業等を推進します。</p> <p>○自然環境の保全に関する普及啓発の推進 貴重な生態系の維持、身近な自然環境の保全や農地・森林が持つ様々な公益的機能の理解等について普及啓発を進めるとともに、自然環境に関する情報収集・提供や、保全活動を行うボランティア団体のネットワーク化等を推進します。</p> <p>○身近な自然環境の保全の推進 里地里山 や水辺地等の自然環境の保全・復元、また都市公園の整備による都市の緑化等を進めます。</p> <p>○森林や農地等のもつ多面的な機能の確保 農業生産活動を通じての土壌浸食・土砂崩壊の防止や水源かん養機能の維持、森林の計画的な除間伐、保安林の指定などの適正管理や森林ボランティア 団体の支援を推進します。また、治水・利水などの施策、沿岸域の良好な漁場環境や生態系の保全等の施策に取り組みます。</p> <p>○自然とのふれあいの場の整備推進 県土の除染を進めながら、国立、国定及び県立の自然公園 や、「ふくしま県民の森」「福島県昭和の森」などの県立公園における自然環境の保護と利用促進、都市公園等の整備を促進します。 また、河川、ダム、海岸線等整備に当たっては個々の特徴を踏まえた自然景観との調和や親水性の向上に配慮します。</p> <p>○各種情報の提供等の促進 自然とのふれあい活動の推進のため、県土の除染を進めるとともに、ふれあい活動やマナーに関する情報提供、ボランティアとの協力・連携による啓発活動の推進、さらにはエコツアーリズム、グリーンツアーリズム等の促進を図ります。</p>	
<p>(2) <u>野生鳥獣の保護管理の取組の推進</u></p>	<p>【施策の展開方向】</p> <p>○野生鳥獣の保護管理の取組の推進 「鳥獣保護事業計画」に基づく鳥獣保護区 の設定等により、野生鳥獣の生息環境の保護を図ります。さらに、イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ及びカワウについて「特定鳥獣保護管理計画」を定め、市町村や捕獲従事者等と連携しながら、人とのあつれきを軽減するための対策を進めます。また、野生鳥獣の放射能モニタリング調査を行い、必要な対策を講じていきます。</p> <p>○野生動植物の保護・救護の取組の推進 「野生動植物保護アドバイザー」や「野生動植物保護サポーター」を活用し、希少野生動植物の継続的な情報収集に努めるとともに、絶滅のおそれのある野生動植物をとりまとめたレッドリストの見直しを進めます。 また、福島県鳥獣保護センター における傷病鳥獣救護の充実を図るため、野生動物救急救命医(ERドクター) との連携を強化するとともに、野生動物の生息空間の分断を招かないような道路整備等に取り組みます。</p>	<p>○下記を反映させる。 ・イノシシ及びニホンジカについては、指定管理鳥獣捕獲等実施計画を策定し、県の直接捕獲事業等を実施するなど、指定管理鳥獣の個体数の管理を行う。</p>
<p>(3) <u>生物多様性の保全と恵みの持続可能な利用</u></p>	<p>○外来種からの生態系や県民生活への被害防止 外来生物等の県民への啓発及び情報提供、調査、防除対策等を進めます。</p> <p>○生物多様性の恵みの持続可能な利用 日々の生活を始め、産業活動においても生物多様性に配慮し、それらを減少させない適正な方法で利用することにより、生物多様性による豊かな自然の恵みを将来にわたって継承します。</p>	<p>○下記を反映させる。 ・野生生物共生センターの開所</p>

章立て ※下線等は見直し点 網掛け部分は追加項目	現行計画	見直しのポイント
	<p>【施策の展開方向】</p> <p>○地震・津波により影響を受けた自然環境の回復に向けた適切な保全 地震・津波によって大きく改変した自然環境について、基本的には、自然そのものが長い時間をかけて回復・変遷していくことになり、今後、現地の詳細な状況を確認しながら、自然環境が回復していくよう適切な保全に努めます。 また、専門家等の意見を参考に、県立自然公園 区域内の施設の復旧に努め、公園の利活用を促進します。</p> <p>○地震・津波により影響を受けた生物多様性の回復に向けた適切な保全 絶滅危惧種のみずアオイのように、津波によって表土が流され、土中の休眠種子が発芽した事例が確認されるなど、地震・津波の影響を受けながら生態系は現在も変化を続けています。生物多様性に対する影響については、特に沿岸域における希少野生動物植物の生息・生育状況を把握し、地元の自然保護関係者や専門家の意見を参考に、豊かな生物多様性が回復していくよう適切な保全に努めます。</p>	
<p>(5) 尾瀬地区及び裏磐梯地区の自然環境保全</p>	<p>【施策の展開方向】</p> <p>○尾瀬地区の自然環境保全の促進 各種行為に対する規制や指導、調査、植生復元や公園施設整備、適正利用の啓発、ニホンジカの食害への対策の推進、さらには尾瀬保護財団等の関係機関と連携した保全活動等の取組を進めます。</p> <p>○裏磐梯地区の自然環境保全の促進 各種行為に対する規制や指導、調査、各種情報提供や環境教育の機会増大などに取り組みます。</p>	
<p>(6) <u>猪苗代湖等の水環境保全</u></p>	<p>【施策の展開方向】</p> <p>○水環境悪化の防止 「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」等による各種規制措置などの水質汚濁防止対策、ヒシ等水生植物の刈り取り・回収、富栄養化防止のための下水道、農業集落排水施設及び窒素りん除去型浄化槽等の整備促進、汚濁負荷低減に配慮した農業・水産業や森林づくりを進めます。 また、刈り取ったヒシ等の有効利用を進めます。</p> <p>○関係機関との連携の推進 大学等の研究機関や環境保全団体との連携を強化し、調査研究やその成果を広く発信します。 また、「猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会」等のネットワーク組織をいかにしながら、様々な環境保全団体や企業、行政が連携を図り、湖岸の清掃や水草の回収などの活動を始め、流域が一体となった水環境保全活動を更に推進します。</p>	<p>○下記を反映させる。 ・猪苗代水環境センターの開所</p>

	章立て ※下線等は見直し点 網掛け部分は追加項目	現行計画	見直しのポイント
	<p>4 良好な生活環境の確保</p> <p>(1) 大気、水、土壌等の環境保全対策の推進</p>	<p>【現状と課題】 大気環境については依然として光化学オキシダントの環境基準が達成されておらず、水環境については公共用水域の環境基準達成状況がほぼ横ばいの状態となっています。また、ダイオキシン類のモニタリング調査においては、全ての調査地点で環境基準を達成しています。 公害苦情件数については近年減少傾向にあるほか、環境への影響の未然防止のため、環境影響評価制度の運用等を行っています。</p> <p>(1) 大気、水、土壌等の環境保全対策が必要 良好な環境を確保するため、県土の除染を進めながら、大気・水環境の保全対策や土壌汚染、騒音、振動、悪臭等への対策を進めることが必要です。</p> <p>(2) 化学物質の適正管理等が必要 環境中のダイオキシン類等の化学物質のモニタリング調査等を実施していく必要があります。また、化学物質リスクコミュニケーションを進めることが大切です。</p> <p>(3) 公害紛争等への適切な対応が必要 生活環境の保全を図るため、複雑多様な公害紛争等について、今後も適切に対応していくことが必要です。</p> <p>(4) 環境影響評価の推進が必要 開発事業の実施に当たり環境保全への十分な配慮を確保するため、環境影響評価制度を適切に運用するなど、環境への影響の未然防止対策を進めることが大切です。</p> <p>【施策の展開方向】 ○大気環境保全対策の推進 大気中の光化学オキシダント濃度等を常時監視し、健康被害が生じるおそれがある場合には、注意報や警報を発令して被害発生を未然に防止するとともに、工場・事業場等の監視・指導を行います。 また、ダイオキシン類やアスベストについて、モニタリング調査を行うとともに、適正な対策を講ずるよう事業者を指導します。</p> <p>○水環境保全対策の推進 河川、湖沼等の公共用水域や地下水を常時監視するとともに、工場・事業場等の監視・指導を行い、水質事故発生時には迅速・適確な汚染防止措置を講じます。 また、窒素、りん及び有機物を除去し生活排水に起因する水質汚濁を未然に防止するため、下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽等の整備を促進します。</p> <p>○土壌汚染対策の推進 県土の除染を進めながら、土壌汚染状況の調査や土壌汚染区域の指定、農用地の汚染土壌の適正処理・浄化対策の促進等により、土壌汚染対策を進めます。</p> <p>○騒音、振動、悪臭の被害防止 騒音、振動、悪臭の発生源に対する規制指導等によりこれらの被害の防止に努めます。</p> <p>○オゾン層の保護及び酸性雨対策の推進 フロン類適正回収についての普及啓発等によりオゾン層の保護を進めるとともに、排出基準等の遵守指導や低公害車の普及促進などにより酸性雨の原因物質である硫黄酸化物や窒素酸化物の排出抑制を図ります。</p>	

章立て	※下線等は見直し点 網掛け部分は追加項目	現行計画	見直しのポイント
	(2) 化学物質の適正管理等の推進	<p>【施策の展開方向】</p> <p>○化学物質による環境汚染の未然防止 大気・水・土壌等の環境中に含まれるダイオキシン類等の化学物質のモニタリング調査や工場・事業場等への立入検査などにより、化学物質による環境汚染の未然防止に努めます。</p> <p>○化学物質リスクコミュニケーションの推進 化学物質に関する情報をデータベース化し分かりやすく提供するとともに、専門家派遣などにより事業者の取組を支援し、化学物質リスクコミュニケーションを進め、環境中への排出削減意識の高揚を図ります。</p>	
	(3) 公害紛争等の対応	<p>【施策の展開方向】</p> <p>○公害紛争の迅速かつ適切な解決 公害紛争の処理に当たっては、「公害紛争処理法」に基づき、あっせん、調停、仲裁を行い、公害紛争の迅速かつ適切な解決を図るとともに、公害紛争処理制度の周知に努めます。</p> <p>○公害苦情等への適切な対応 地域住民の公害等に関する苦情について適切に対応するとともに、公害による被害が発生した場合には、被害者の救済が円滑に図られるよう努めます。</p>	
	(4) 環境影響評価の推進	<p>【施策の展開方向】</p> <p>○環境影響評価制度の運用等による環境保全 「環境影響評価法」及び「福島県環境影響評価条例」を適切に運用するとともに、法令に基づく手続きが適用されない復興事業については、簡素化した環境影響評価が確実に実施されるよう指導するなど、震災からの迅速な復興と環境保全の両立を図ります。 また、自然環境や生態系の保全に配慮した公共事業を進めます。</p> <p>○大規模な開発行為への事前指導 大規模な開発行為について、震災からの復旧・復興に伴う対応等も含めた総合的な事前指導を行い、地域の自然的条件等に応じた適正かつ合理的な土地利用が図られるよう誘導します。</p>	
5	環境ネットワーク社会の構築と環境に配慮したゆとりある生活空間の形成	<p>【現状と課題】</p> <p>県民の環境問題に対する意識は高まってきており、様々な主体で構成するネットワークも形成されていますが、屋外での活動が減少しているなど、原子力災害の影響が出ていることから、放射性物質による環境汚染に対応するため、ネットワーク体制の更なる充実が求められています。 また、「景観法」に対応した「福島県景観条例」及び「福島県景観計画」に基づき施策を展開し、良好な景観の保全、継承に努めており、景観行政団体には6市町(平成24年9月1日現在、法定の2中核市除く)が移行しています。</p> <p>(1) 環境教育・学習機会の充実と、参加と連携・協働による環境保全・回復活動の取組の推進が必要 環境教育・学習機会の充実に加え、放射線に関する正しい理解を促進するとともに、各主体の参加と連携・協働による取組を推進し、環境保全・回復活動をより一層促進することが大切です。</p> <p>(2) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成が必要 県と市町村が連携して景観形成活動を展開していくとともに、環境美化活動を促進する必要があります。</p> <p>(3) 情報の収集・提供と発信の強化が必要 県民、事業者等の環境保全・回復の取組や理解の促進を図るため、様々な情報を広く分かりやすく提供、発信することが大切です。</p>	

章立て	※下線等は見直し点 網掛け部分は追加項目	現行計画	見直しのポイント
	(1) 環境教育・学習の推進、参加と連携・協働に基づく環境ネットワーク社会の構築	<p>【施策の展開方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境教育・学習機会の充実と指導者の育成 多様な場における環境教育・学習機会の充実を図るとともに、地域において環境教育を推進する指導者を育成します。 ○県域を越えた取組の推進 広域的な環境問題の解決に向け、流域が一体となった環境保全活動の促進や尾瀬における自然環境保護の総合的な施策の推進など、県域を越えた取組を進めます。 ○参加と連携・協働による環境保全・回復活動の推進 放射線に関する正しい理解の促進のほか、ネットワーク体制の更なる充実を図り、各主体の参加と連携・協働による環境保全・回復活動を進めます。 	
	(2) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成	<p>【施策の展開方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自然景観や歴史的景観の保全、継承 良好な景観形成に不可欠な歴史的建造物等について、震災被害からの修復を進めます。また、「福島県景観条例」及び「福島県景観計画」に基づきながら、自然景観や歴史的景観を保全、継承するとともに、景観に配慮した公共事業を進めます。 ○景観形成活動の促進 「景観法」に基づく市町村の景観行政団体への移行や景観計画策定に向けた支援を行うとともに、県民や事業者等の景観形成活動を促進します。 ○環境美化活動の促進 美しい景観を保全するため、県民、事業者等の環境美化活動の促進と環境美化意識の高揚を図ります。 	
	(3) 情報の収集と提供	<p>【施策の展開方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報の収集・提供機能の強化 ホームページの充実を始めとして、環境に関する様々な情報の収集・提供機能の強化を図ります。 ○分かりやすい情報の提供 環境保全・回復活動について、活動効果の「見える化」を図るなど、分かりやすい情報の提供に努めます。 ○国内外への情報の発信 環境放射線モニタリングデータを始め、環境に関する正確な情報を国内外に向けて広く発信していきます。 	

章立て ※下線等は見直し点 網掛け部分は追加項目		現行計画	見直しのポイント
第5章 各主体の役割	第1節 行政の役割	1 県の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、県内における環境の保全・回復に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施します。 ○ 県は、環境の保全・回復を図る上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が実施する環境の保全・回復に関する施策を支援します。 ○ 県は、一事業者、一消費者としての立場から、環境保全・回復に配慮した取組を率先して実行します。 ○ 県は、国や他の地方公共団体との連携・協力、及び国際的な連携・協力を努めます。
		2 国が果たすべき役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国は、環境の保全・回復に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施します。 ○ 国は、原子力発電所事故由来の放射性物質による環境汚染について、国の責任において必要な対策を講じます。
		3 市町村に期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村は、環境の保全・回復に関し、当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施するよう努めます。 ○ 市町村は、県及び国が実施する環境の保全・回復に関する施策に協力するよう努めます。 ○ 市町村は、一事業者、一消費者としての立場から、環境保全・回復に配慮した取組を率先して実行します。 ○ 市町村は、環境保全・回復に関する知見を生かした国際協力などの取組を推進します。
		第2節 事業者に期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講じます。 ○ 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるよう必要な措置を講じます。 ○ 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることにより生ずる環境への負荷を低減するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源などの環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めます。 ○ 事業者は、その事業活動に関し、環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全・回復に関する施策に協力します。
		第3節 県民に期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴い生ずる環境への負荷を低減するよう自主的かつ積極的に努めます。 ○ 前項に定めるもののほか、県民は、県や市町村、事業者と連携・協力して積極的に環境保全・回復活動を行うよう努めます。
	第4節 福島を想うすべての人々に期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本計画に掲げる目標の達成に向け、県内はもとより、国内外の福島を想う人々の協力を得ながら、本県の環境の保全・回復に関する施策を推進します。 	

章立て ※下線等は見直し点 網掛け部分は追加項目		現行計画	見直しのポイント
計画の推進と進行管理 第6章	第1節 計画の推進と普及	1 計画の推進	○ 県は、環境の保全・回復に関する各種施策の策定や事業の実施に当たっては、本計画との整合を図ります。 ○ 県民、事業者、市町村、国等と連携し、計画の推進を図ります。 ○ 本計画の着実な実行を図るため、各種施策の実施状況を把握、評価し、計画の適切な推進を図ります。
		2 計画の普及	○ 本計画の目標を実現するためには、県民、事業者、市町村、国などの全ての主体が環境保全・回復のための自主的かつ積極的な取組を行うとともに、各主体の連携を図ることが必要であることから、各種の広報手段により、本計画の目的、内容等について周知を図り、各主体の積極的な環境保全・回復活動の実施及び連携を働きかけます。
	第2節 計画の進行管理	1 計画の進行管理	○ 毎年度、環境の状況及び環境の保全・回復に関して講じた施策の状況(本計画における環境指標の達成状況を含む)を環境白書として公表します。 ○ 環境白書は、福島県環境審議会 に報告し、進行管理を行います。
		2 計画の見直し	○ 今後の環境の状況の変化と社会経済情勢などに対応して、環境指標を始め、必要に応じて見直しを図ります。